

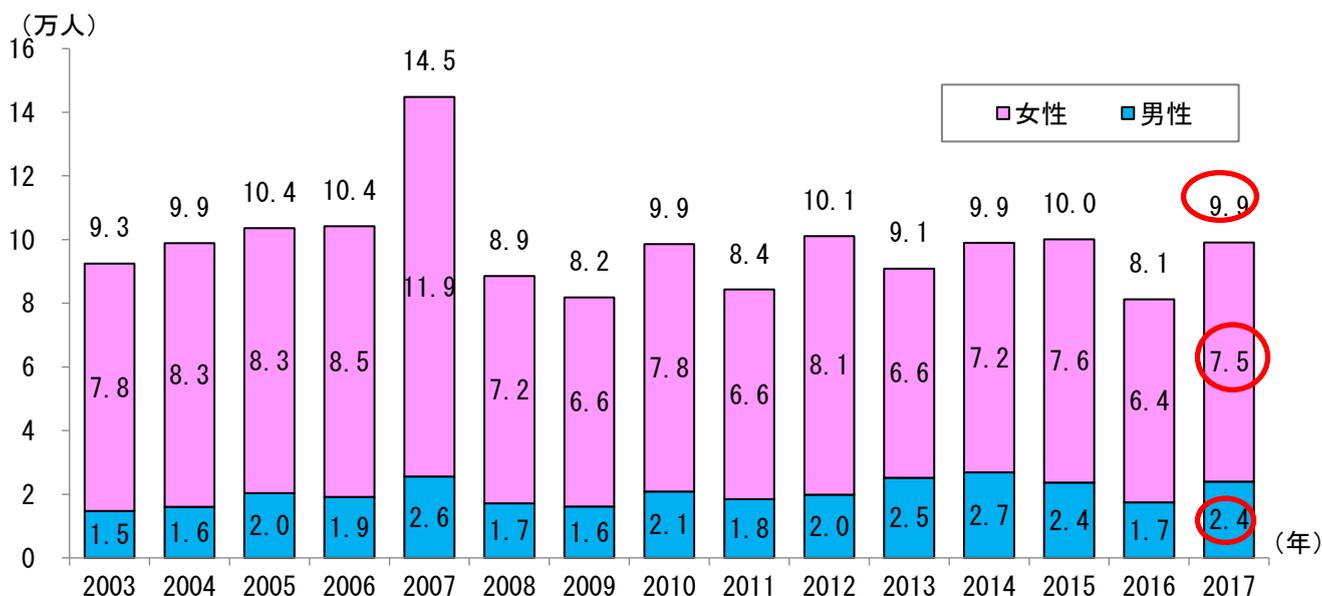
介護離職の現状について

政策・経済研究部 主任研究員 高田 寛

1. はじめに

高齢化が進展する中で、要介護（要支援）認定者数は2020年5月には668.6万人に増大しており、居宅介護（介護予防）サービス受給者は386.0万人、地域密着型（介護予防）サービス受給者が86.5万人、施設サービス受給者が95.6万人となっている（厚生労働省「令和2年5月介護保険事業状況報告（暫定版）」）。居宅介護サービス受給者等の生活は、家族等の介護者によって支えられている部分も多いと思われるが、それら家族介護者等の介護・看護を理由とした離職・転職が年間10万人程度から減らない状況が続いている（図表1）。

図表1 介護離職者数の推移



(注) 各年の実績値は前年10月から当年9月まで

出所：総務省「就業構造基本調査（2007年・2012年・2017年）」より作成

2. 仕事と介護の両立支援のための制度・対策

総務省が5年に一度実施する「就業構造基本調査」の最新データ（2017年）によれば、2016年10月から2017年9月までに「介護・看護のため」に離職をした人は9.9万人で、うち男性が2.4万人、女性は7.5万人と女性が約8割を占めている。過去の動向をみても8万人～10万人規模が継続し減少の方向性が見られない。

政府は労働者の仕事と育児・介護の両立を支援する「育児・介護休業法」を1995年に施行し、①介護休業制度、②介護休暇制度、③時間外労働の制限、④深夜業の制限、⑤事業主が講ずべき措置（所定労働時間の短縮等）、⑥不利益取扱いの禁止、等の制度等を規定している。（図表2）

また、安倍首相は 2015 年に一億総活躍社会の実現に向けた「新・三本の矢」を掲げ、その中で「介護離職ゼロ」の目標を設定した。政府はその目標に向けて、①施設整備を通じた介護の受け皿の拡大、②処遇改善を通じた多様な介護人材の確保・育成、③仕事と介護の両立が可能な働き方の普及、④健康寿命の延伸等を掲げて具体策を推進している。

図表 2 両立のための主な制度

制度等	概要
介護休業制度	要介護の対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として取得
介護休暇制度	要介護の対象家族が1人の場合は年に5日、2人以上であれば年に10日まで1日または半日単位で取得
時間外労働に関する制限	事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない

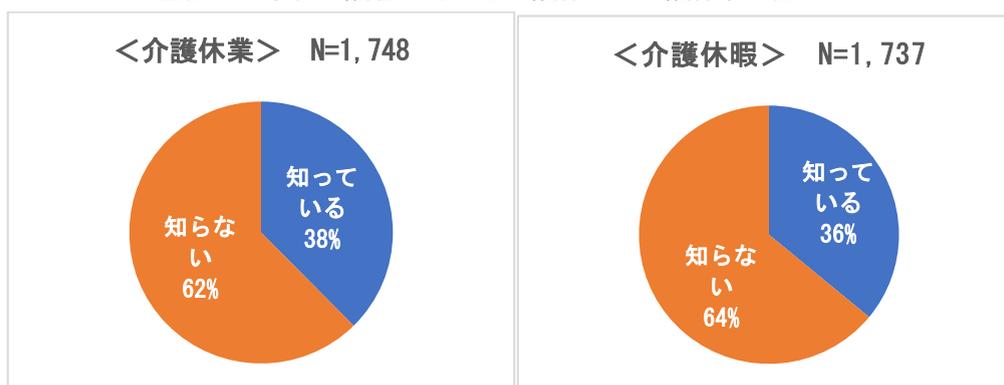
出所：厚生労働省「育児・介護休業法のあらまし」より作成

3. 両立支援制度の認知度・利用率

就業構造基本調査（2017 年）によれば、役員を含む雇用者のうち介護休業等の制度（介護休業・短時間勤務・残業免除等）を利用している人は約 9％に過ぎず、両立のための制度が十分に活用されていない状況である。

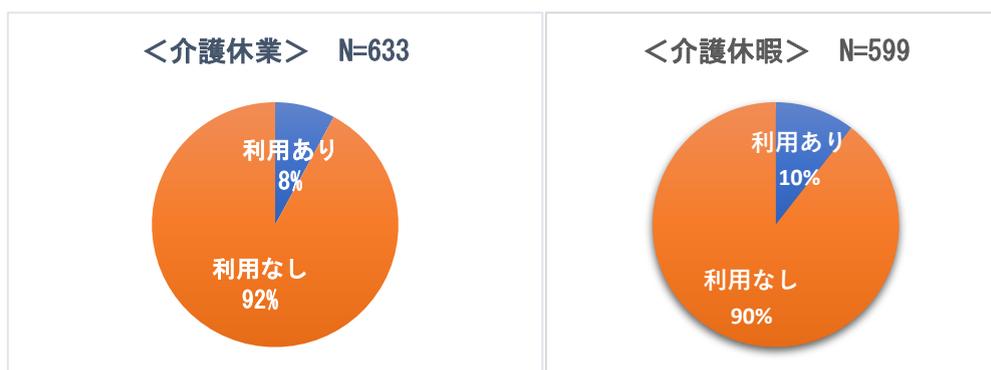
また、総務省の「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果報告書」（2018 年）を見ると、実際に介護を行っている家族介護者においても約 6 割が介護休業・介護休暇制度を知らないと回答している。さらに同報告書は、知っていると回答した家族介護者のうちの約 9 割が利用したことがないと回答していること等を紹介し、制度の周知等に関する対応強化を指摘している。（図表 3・4）

図表 3 家族介護者における介護休業・介護休暇の認知状況



出所：総務省「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果報告書」より作成（図表 4 も同じ）

図表4 家族介護者における介護休業・介護休暇の利用状況



4. 仕事と介護の両立のために

新型コロナウイルス感染症の拡大後、3密の状態が懸念される通所介護サービス等を中心として介護保険サービスが十分に利用できない状況となり、家族介護者等への負担が通常より大きくなっている可能性がある。一方、感染症拡大によって利用が増加したテレワーク（在宅勤務）では、出社勤務の場合に必要な通勤時間が不要となるため、その時間を活用して親の食事介助等に充てたケース、親の通院に付き添ったケース、要介護の親の状況を近くで見守りながら仕事のできたケース等の事例が報告されている。

厚生労働省は2014年から2016年にかけてテレワークモデル実証事業「テレワーク活用の好事例集 仕事と育児・介護の両立のために」を公表している。図表5は出社日とテレワークの日のタイムテーブル事例である。勤務先の両立支援制度を確認し、また上記事例集なども参考にして可能であればテレワークを活用するなど、「両立できるか」ではなく「両立するためにはどうするか」という視点で方法を検討することが大切であると思われる。

図表5 介護期の従業員のタイムテーブル（例）



出所：厚生労働省 HP「テレワークモデル実証事業 テレワーク活用の好事例集 仕事と育児・介護の両立のために」より

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先●

株式会社 明治安田総合研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11 TEL03-6261-6411